

## 第2章 第2次プラン策定の基本的考え方

### 1 プランの基本理念

太宰府市男女共同参画プランは、あらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させながらまちづくりを進めることを明らかにするものです。

第2次プランは、すべての人が性別にかかわらず、一人ひとりの能力や個性によって、それぞれの適性に応じて多様な生き方を選択でき、家庭、学校、地域、職場などあらゆる場面において、自分らしく、いきいきと暮らすことができる社会の実現を目的として、条例に規定する男女共同参画の推進に関する5つの基本理念に基づき、本市の男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、今後の施策の方向性と内容を明らかにするものです。

### 基本理念

太宰府市男女共同参画推進条例第3条から要約

- 1 男女の人権の尊重
- 2 性別による、固定的な役割分担等が男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないように配慮すること
- 3 政策及び方針決定に共同して参画する機会の確保
- 4 家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とが円滑に行えるよう配慮すること
- 5 国際的協調

## 2 プランの基本目標と視点

### 目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり

- 施策の方向1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革
- 施策の方向2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実
- 施策の方向3 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かちあい、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮して自分らしい生き方ができる社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な性別役割分担意識は根強く、その意識が影響した制度や慣行は依然として存在しています。また、男女共同参画は働く女性のみの問題として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるということが十分に広まっていない側面もあります。

こうした状況は、それぞれの人々が理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながるため、男性や子どもを含めたあらゆる立場の人々にとって男女共同参画が必要であるという認識が広まるよう、男女共同参画社会づくりに向けた意識改革を進めていきます。

### 目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進

- 施策の方向4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 施策の方向5 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保
- 施策の方向6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 施策の方向7 多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援
- 施策の方向8 地域・防災分野への男女共同参画の推進
- 施策の方向9 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されていることが非常に重要です。

本市の女性の政策・方針決定過程への参画については、市の審議会等における女性委員の割合の伸びは低調であり、今後の取組を加速させる必要があります。

女性を始めとする多様な人材がその能力を十分に発揮して様々な分野へ

---

参画することは、将来にわたり活力ある社会を築いていく上で必要不可欠です。

女性の政策方針決定過程への参画促進や女性の活躍の場を広げるとともに、家庭や職場、地域社会などで男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、地域における男女共同参画を促進し、男女が多様な分野で活躍できる環境の整備を進めていきます。

### 目標3 男女が互いの人権を尊重しあう社会づくり

施策の方向 10 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の方向 11 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向 12 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

私たちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の尊重です。男女を問わず、すべての人の人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

個人の人権に対する重大かつ深刻な侵害である暴力は、その対象の性別を問わず、決して許されるものではありませんが、特に、女性に対する暴力は、その根底に女性の人権の軽視や、男女が置かれている社会状況に根ざした構造的な問題があると考えられ、暴力の根絶に向けた取組を強化する必要があります。

また、男女が、互いの身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提ともなることであり、男女が自らの身体について正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受できるようにしていく必要があります。

さらに、昨今の雇用環境の悪化による非正規労働者の増加、ひとり親世帯、高齢単身世帯の増加など、生活上の様々な困難を抱える人が増加してきており、このような人々への配慮も求められていることから、誰もが安心して暮らせる社会の構築に向けた総合的な取組を進めていきます。

## 3 プランの推進

計画の達成度や主な事業の進捗状況を的確に把握・評価することで、施策の推進における課題等を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげていくため、次の3点に取り組みます。

(1)活動指標（アウトプット指標）

＝「何」を「どれくらいやるか」の設定

主な事業について、活動指標を設定し、毎年度の進捗状況を把握します。事業の性質によっては目標を数値化できないものもありますが、それぞれの事業に応じて、どのように評価していくかを検討します。

(2)成果指標（アウトカム指標）

＝取組の結果「何」が「どのようになっているか」

3つの取組目標について、成果指標を設定し、平成29年度末（2017年度末）の達成状況を把握して、後期計画に反映します。

(3) 審議会による達成状況の評価と市民への公表

これまでも、年次報告書により、事業の進捗管理や実施主体による自己評価、太宰府市男女共同参画審議会への報告を行ってきました。今後は、成果指標の達成状況についても報告し、これらの報告に基づく評価を同審議会から受け、計画がどの程度進んでいるかを市民に分かりやすい形で示すとともに、その後の取り組みの方向性に生かしていきます。

## 4 プランの性格

このプランは、条例第8条に基づく男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための行動計画です。「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」にあたり、国の「第3次男女共同参画基本計画」、また、福岡県の「第3次福岡県男女共同計画」を踏まえ、「太宰府市総合計画」を上位の計画とし、これまで策定され実行されている、教育、福祉、保健等各分野の計画（「人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づく実施計画、生涯学習推進基本計画、次世代育成支援対策行動計画、高齢者支援計画、地域福祉計画等）との整合性を図り、有機的に連携しながら、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な指針となるものです。

## 5 プランに掲げる施策の範囲

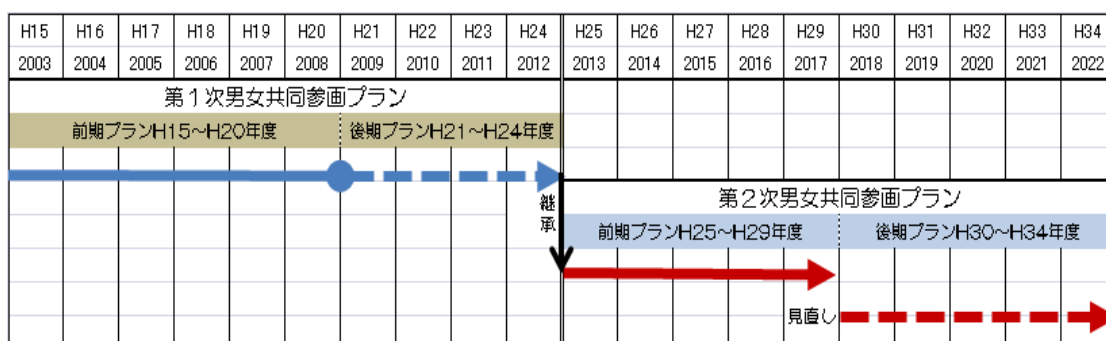
第2次プランでは、「性別による差別的扱いの解決」、「性別に関わりなく個人としての能力を発揮することのできる機会の確保」という視点から、男女共同参画社会の形成に直接的に関わる施策を対象とします。

なお、施策の推進に当たっては、結果として男女共同参画の推進に影響を及ぼすものについても視野に入れて取り組みます。したがって、第2次プランで対象としない施策についても、その立案、実施、評価に当たっては、「男女共同参画の推進」に配慮するよう努めます。

## 6 プランの期間

平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10カ年を計画期間とします。

なお、第2次プランの推進状況や社会情勢の変化等を踏まえ、計画期間の中間年である平成29年度(2017年度)に見直しを行い、必要に応じて計画を変更します。



### 「第3章 プランの内容」事業の「実施区分」について

新たに取り組む事業(第1次後期基本計画に記載されていない既存の事業を含む。)について、実施区分に「新規」と表示しています。

また、継続して実施する事業については「継続」と表示しています。

## 第2次プランの体系

	目標	施策の方向	施策	
男女がいいきいきと輝くまちづくりを目指して	目標1 男女共同参画社会実現に向けての意識づくり	1. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革	①意識啓発の推進 ②情報の提供 ③行政広報・出版物の表現に関する配慮 ④社会慣行の見直し、検討	
		2. 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育・学習の充実	①男女平等教育の推進 ②社会的性別(ジェンダー)にとらわれない進路指導の充実 ③教職員等の男女共同参画に関する研修の充実 ④性教育の充実	
		3. 男性、子どもにとっての男女共同参画の推進	①男性・子どもへのアプローチ ②教育による男女共同参画の理解の促進 ③子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現	
	目標2 あらゆる分野における男女共同参画の促進	4. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①市の各種審議会等への女性の積極的登用の促進 ②市職員への女性の採用・登用職域拡大・能力開発の推進 ③各種公共団体・民間諸団体への女性の積極的登用の要請 ④女性のエンパワーメント支援	
		5. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	①事業所等における男女共同参画に関する理解促進 ②女性の職業能力開発の支援 ③再就業のための支援	
		6. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①職場環境の整備への取組支援 ②ワーク・ライフ・バランスの推進 ③両立のための諸制度の定着促進	
		7. 多様なライフスタイルに対応する子育て・介護への支援	①ひとり親家庭への支援 ②子育て環境の整備 ③介護環境の整備 ④諸制度の促進	
		8. 地域・防災分野への男女共同参画の推進	①地域活動における男女共同参画の推進 ②防災等における男女共同参画の推進	
		9. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献	①国際交流への男女共同参画の促進	
		目標3 女性があう社会づくり	10. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	①暴力からの被害者保護、支援体制の充実 ②セクシュアル・ハラスメント防止に向けた取組 ③相談窓口の充実
			11. 生涯を通じた女性の健康支援	①生涯を通じた健康課題への支援 ②性と生殖に関する女性の健康についての理解の促進
			12. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	①高齢者、障がい者が安心して暮らせる環境の整備 ②外国人市民に対する支援の充実 ③配慮を必要とする男女への支援
		プランの推進体制	①推進体制の整備・強化 ②市民との連携強化 ③総合行政としての人権施策の推進	